



平成 21 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 南海辰村建設株式会社  
代表者名 取締役社長 中嶋 誠之  
(コード 1850 大証第2部)  
問 合 せ 先 取 締 役  
常務執行役員 片岡 健治  
経営管理本部長  
(T E L 06-6644-7802)

## 資本金の額の減少および剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり資本金の額の減少および剰余金の処分について、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件につきましては、平成 21 年 3 月 27 日に開示しておりますが、このたび正式に決議いたしましたので、確定した内容をお知らせするものでございます。

### 記

#### 1. 目 的

当社は、「再生 3 カ年計画(平成 15 年度～平成 17 年度)」と「新 3 カ年計画(平成 18 年度～平成 20 年度)」で実施してまいりました経営政策が実を結ぶことで平成 17 年 3 月期以降は最終利益を計上しており、平成 21 年 3 月期におきましても経常段階での利益は確保いたしました。しかし、昨年秋以降の経営環境の悪化に伴う特別損失の計上や繰延税金資産の取り崩しの影響により 4,161 百万円の繰越損失を計上いたしました。こうした繰越損失を放置するならば、経営活動全般に悪影響を及ぼす懸念がありますため、会社法第 447 条第 1 項の規定にもとづき、資本金を減少し資本剰余金に振り替えることとし、さらに会社法第 452 条の規定にもとづき、増加した資本剰余金の一部を欠損補填に充当することで繰越損失の一掃を図るものであります。

なお、これによりフロー経営がすでに再構築されている上に貸倒引当金や固定資産の減損損失を計上するとともに繰延税金資産の多額の取り崩しのリスクがなくなりますので、将来の復配の可能性が生まれ、厳しい経営環境においても安定した配当政策が実施できると考えております。

#### 2. 減資の要領

##### (1) 減少すべき資本金の額

平成 21 年 3 月 31 日現在の資本金の額 7,864,690,512 円のうち、5,864,690,512 円を減少させ、2,000,000,000 円とする予定であります。

##### (2) 減資の方法

資本金の減少は、発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額を無償で減少いたします。資本金の減少額 5,864,690,512 円は、全額をその他資本剰余金に振り替える予定であります。

### 3. 剰余金処分の要領

#### (1) 減少する剰余金の額

その他資本剰余金 4,161,162,792 円

#### (2) 増加する剰余金の額

繰越利益剰余金 4,161,162,792 円

#### (3) 剰余金処分の方法

上記2の減資の効力が生じた後のその他資本剰余金 5,864,690,512 円のうち、4,161,162,792 円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越損失を全額解消する予定であります。

なお、以上の処理の結果、その他資本剰余金は 1,703,527,720 円、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）は 0 円となります。

### 4. 日 程

(1) 取締役会決議日 平成 21 年 5 月 18 日

(2) 定時株主総会決議日 平成 21 年 6 月 26 日

(3) 債権者異議申述公告日 平成 21 年 6 月 27 日

(4) 債権者異議申述最終期日 平成 21 年 7 月 31 日

(5) 効力発生日 平成 21 年 8 月 1 日

### 5. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定科目の振替処分であり、当社の純資産額に変動はなく、発行済株式総数の変更は行わないため、株主の皆さまのご所有株式数に変更はございません。また、本件が業績に与える影響はございません。

なお、上記内容につきましては、平成 21 年 6 月 26 日に開催予定の当社第 66 回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上